

障がい者虐待の現状と課題

国際医療福祉大学

松永千恵子

最近の障害者虐待の事件

入所者の990万円着服 障害者施設職員、栃木 (日本経済新聞 2019/7/24)

- 知的障害者らの生活や就労の支援施設を運営する栃木県日光市の社会福祉法人「夢の森福祉会」は24日までに、女性職員(33)が入所者の通帳を無断で使うなどして計約990万円を着服したと発表した。
- 発表によると、2016年11月から19年6月にかけて、施設で暮らす4人が預けていた通帳を使って金を引き出したり、別の1人から預かっていた現金を着服したりした。
- 職員は体調不良で面会できないが、家族を通じて着服を認めたという。4人のうち1人の成年後見人から通帳の提出を求められた際、保管場所になかったため、調査し、判明した。

最近の障害者虐待の事件

障害者死なせた疑い 札幌、ヘルパーの男逮捕が暴行か（日本経済新聞 2019/7/22）

- 札幌・東署は22日までに、介護相手の障害のある男性(35)を殴るなどして死亡させたとして、札幌市豊平区、介護職員、太田幸司容疑者(24)を傷害致死の疑いで逮捕した。署によると、太田容疑者は容疑を認め「寝付かないので腹が立った」と話している。
- 逮捕容疑は19日午後5時半ごろから20日午前7時25分ごろ、札幌市東区の無職、山下茂樹さんの自宅で、体の不自由な山下さんの顔や胸を複数回殴ったり蹴ったりして、脳ヘルニアで死亡させた疑い。
- 署によると、太田容疑者は東区内の在宅介護サービスを行う事業所に勤務し、山下さん宅に泊まり込みで介護をしていた。搬送先の病院から通報があり発覚した。

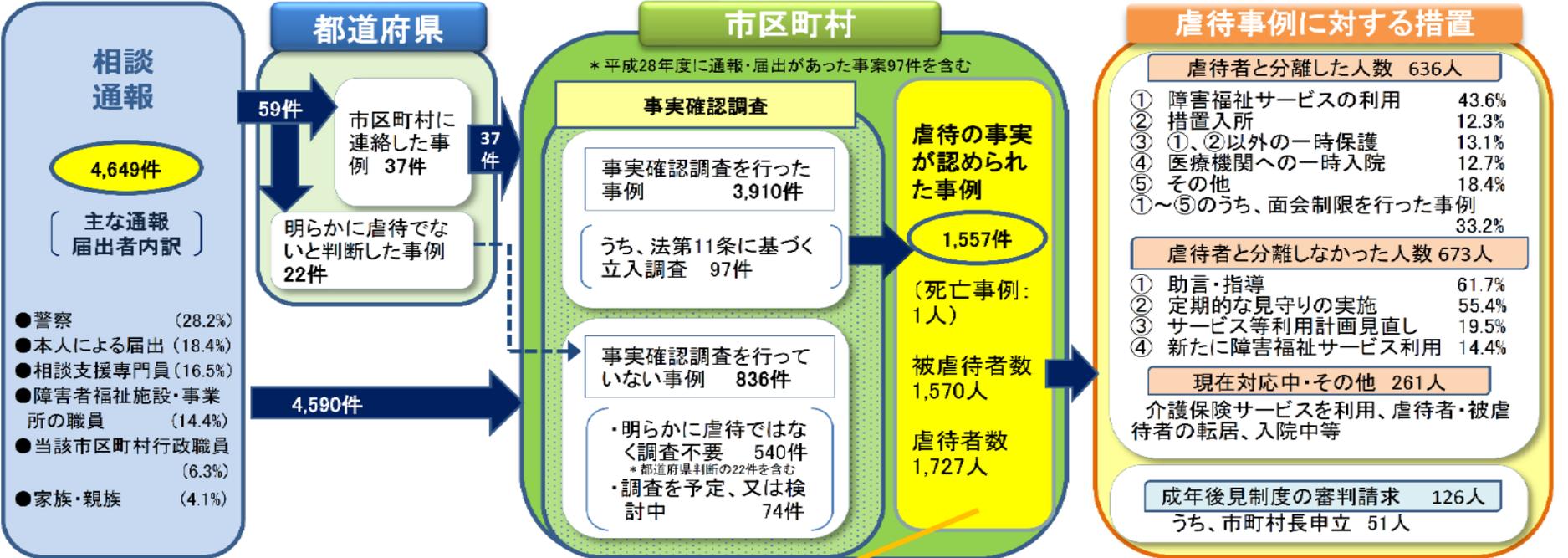
障がい者虐待の現状 (H29)

「平成29年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果の集計、分析をもとに

都道府県別に見た養護者による 障害者虐待(H29)

	件数		件数		件数		件数
北海道	281	東京都	346	滋賀県	146	香川県	65
青森県	45	神奈川県	165	京都府	61	愛媛県	46
岩手県	16	新潟県	100	大阪府	1,009	高知県	22
宮城県	46	富山県	36	兵庫県	175	福岡県	130
秋田県	17	石川県	41	奈良県	33	佐賀県	21
山形県	22	福井県	25	和歌山県	31	長崎県	28
福島県	69	山梨県	19	鳥取県	21	熊本県	53
茨城県	53	長野県	79	島根県	34	大分県	31
栃木県	34	岐阜県	29	岡山県	47	宮崎県	35
群馬県	54	静岡県	93	広島県	94	鹿児島県	31
埼玉県	179	愛知県	339	山口県	31	沖縄県	74
千葉県	282	三重県	53	徳島県	8	合計	4,649

平成29年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(1,727人)

- 性別 男性(62.4%)、女性(37.3%)
- 年齢 60歳以上(36.7%)、50～59歳(24.8%)、40～49歳(19.9%)
- 続柄 父(24.4%)、母(23.3%)、兄弟(13.3%)、夫(12.9%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
61.2%	3.7%	32.9%	16.2%	22.9%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	47.8%
虐待者が虐待と認識していない	45.4%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	28.7%
虐待者の知識や情報の不足	27.8%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	21.2%
被虐待者側のその他の要因	20.8%

被虐待者(1,570人)

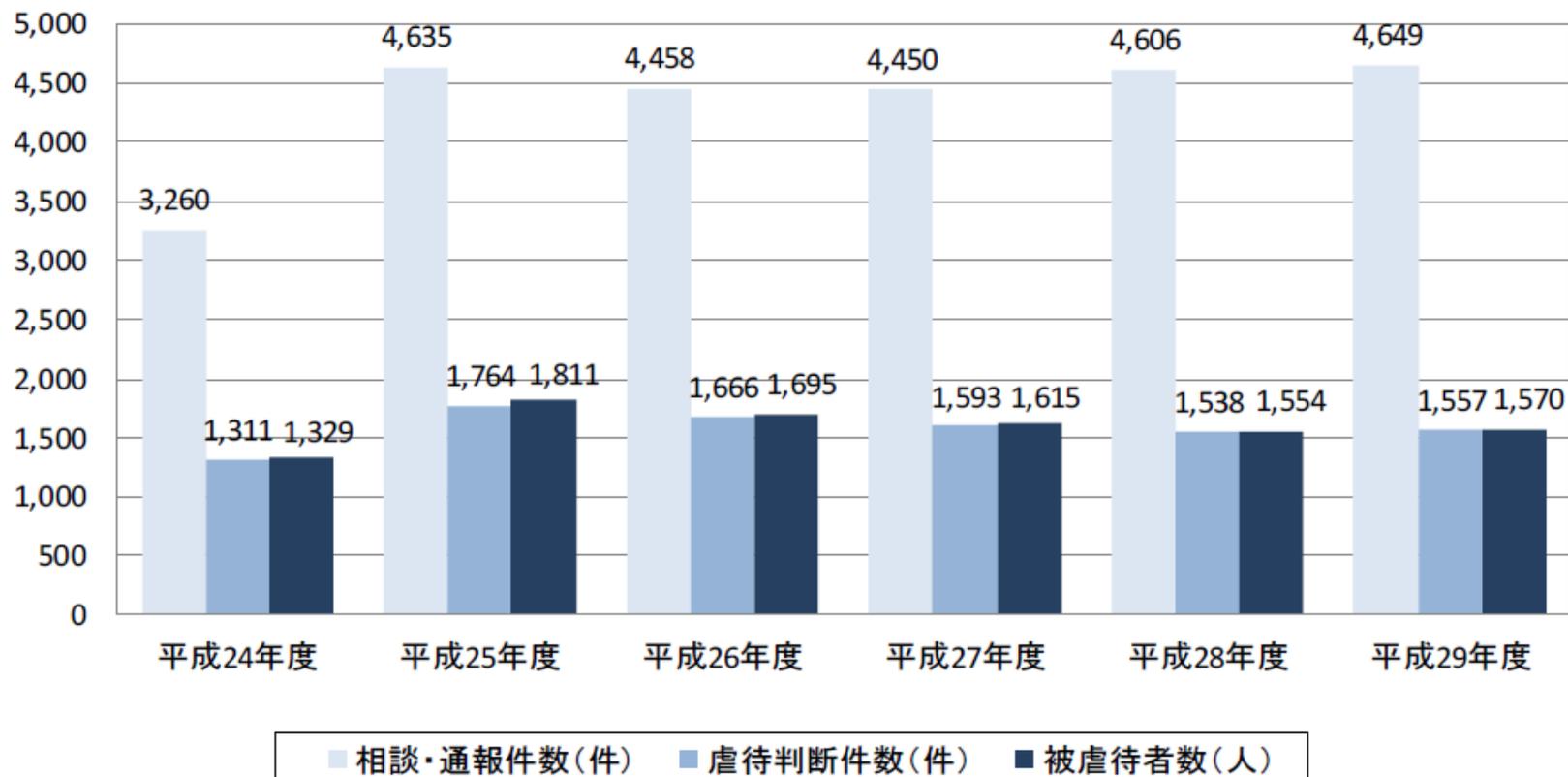
- 性別 男性(35.9%)、女性(64.1%)
- 年齢 20～29歳(23.2%)、40～49歳(22.5%)、50～59歳(19.2%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.1%	55.0%	34.3%	2.8%	2.3%

- 障害支援区分のある者 (54.8%)
- 行動障害がある者 (28.9%)
- 虐待者と同居 (82.5%)
- 世帯構成 両親と兄弟姉妹(13.4%)、両親(11.8%)、単身(10.3%)、配偶者(8.5%)、母・兄弟姉妹(8.2%)

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570

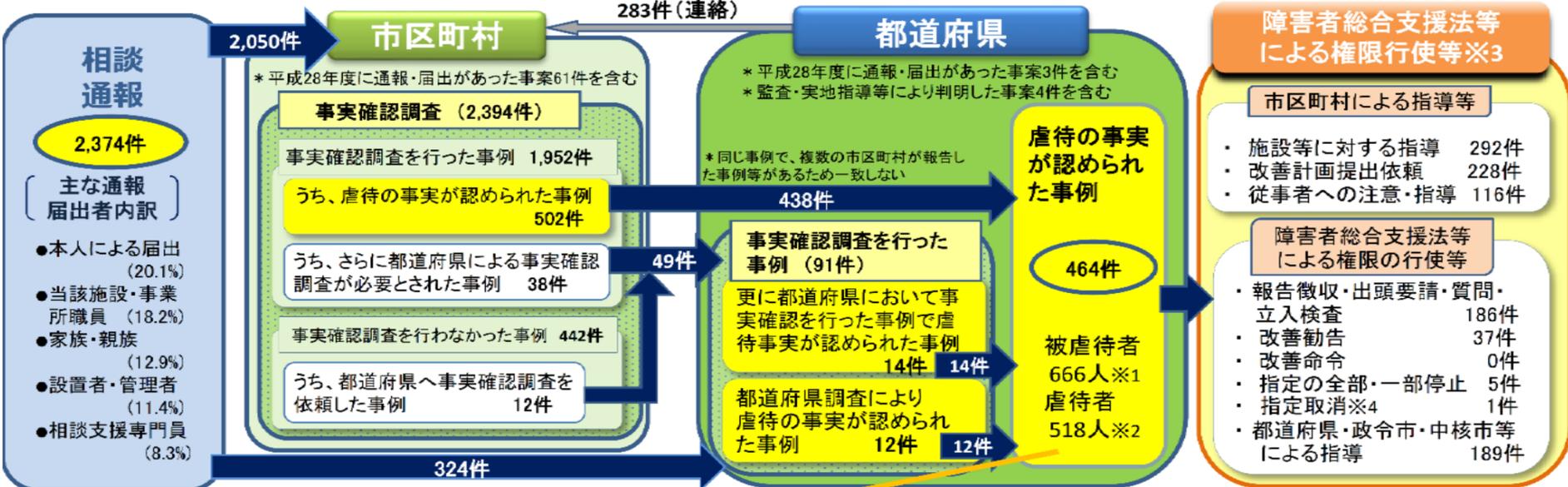
養護者による障害者虐待



都道府県別に見た障害者福祉施設 従事者等による障害者虐待(H29)

	件数		件数		件数		件数
北海道	128	東京都	227	滋賀県	46	香川県	34
青森県	24	神奈川県	113	京都府	61	愛媛県	20
岩手県	8	新潟県	16	大阪府	267	高知県	18
宮城県	26	富山県	18	兵庫県	113	福岡県	102
秋田県	4	石川県	39	奈良県	22	佐賀県	17
山形県	7	福井県	21	和歌山県	6	長崎県	36
福島県	15	山梨県	12	鳥取県	23	熊本県	41
茨城県	34	長野県	61	島根県	14	大分県	26
栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	26	宮崎県	25
群馬県	42	静岡県	39	広島県	34	鹿児島県	26
埼玉県	127	愛知県	107	山口県	37	沖縄県	37
千葉県	159	三重県	41	徳島県	21	合計	2,374

平成29年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



虐待者 (518人)

- 性別 男性(72.6%)、女性(27.4%)
- 年齢 40～49歳(19.1%)、50～59歳(15.8%)、30～39歳(15.6%)
- 職種 生活支援員(44.2%)、管理者(9.7%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(5.4%)、世話人、設置者・経営者(4.4%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	59.7%
倫理観や理念の欠如	53.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	47.2%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	19.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	19.1%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56.5%	14.2%	42.2%	6.9%	5.8%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	116	25.0%
居宅介護	14	3.0%
重度訪問介護	6	1.3%
療養介護	17	3.7%
生活介護	54	11.6%
短期入所	14	3.0%
自立訓練	4	0.9%
就労移行支援	7	1.5%
就労継続支援A型	33	7.1%
就労継続支援B型	43	9.3%
共同生活援助	87	18.8%
移動支援事業	3	0.6%
地域活動支援センターを運営する事業	7	1.5%
児童発達支援	2	0.4%
放課後等デイサービス	57	12.3%
合計	464	100.0%

被虐待者 (666人)

- 性別 男性(66.1%)、女性(33.9%)
- 年齢 30～39歳(18.8%)、20～29歳(18.5%)、～19歳(17.7%)、40～49歳(16.7%)
- 障害種別(重複障害あり)

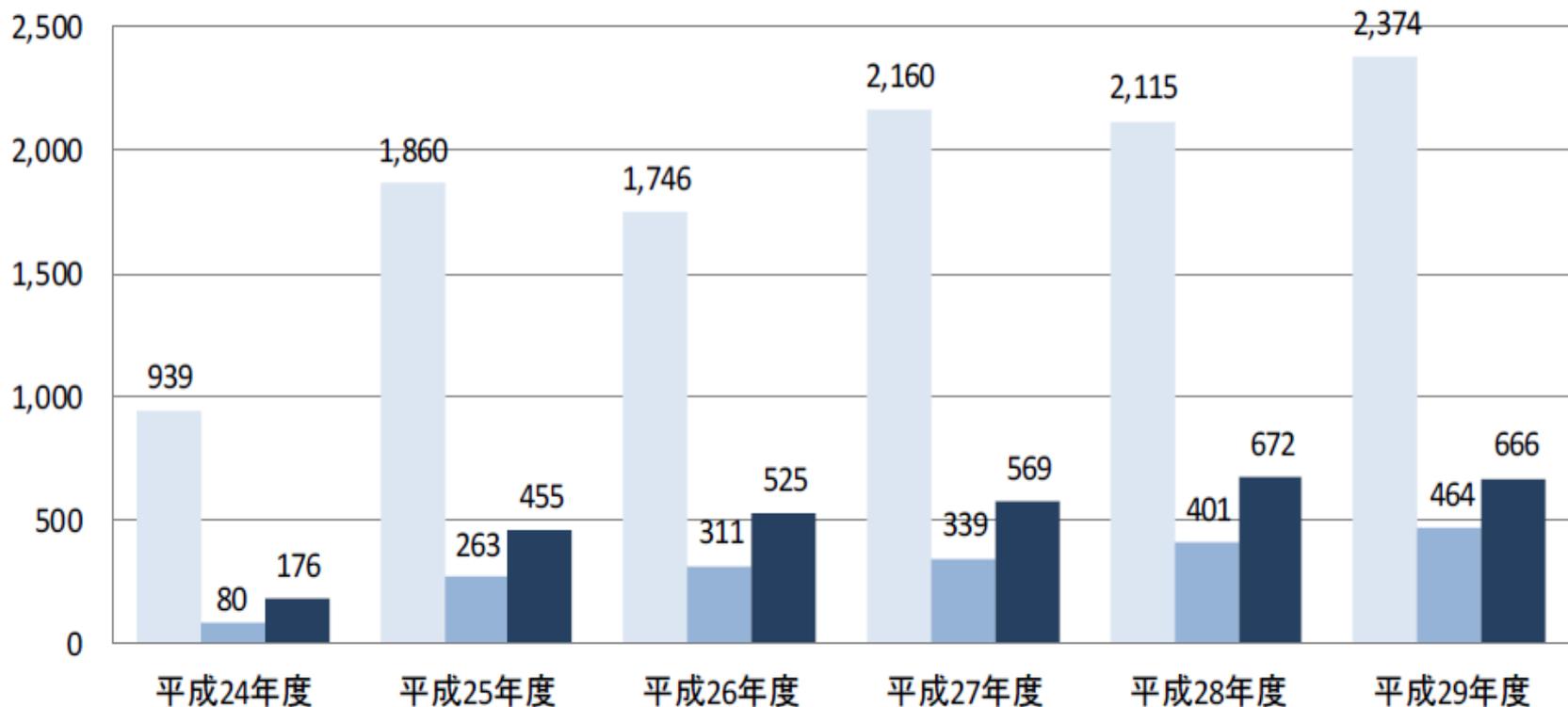
身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%

- 障害支援区分のある者 (62.0%)
- 行動障害がある者 (29.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の10件を除く454件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった25件を除く439件が対象。
 ※3 平成29年度末までに行われた権限行使等。
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

障害者福祉従事者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

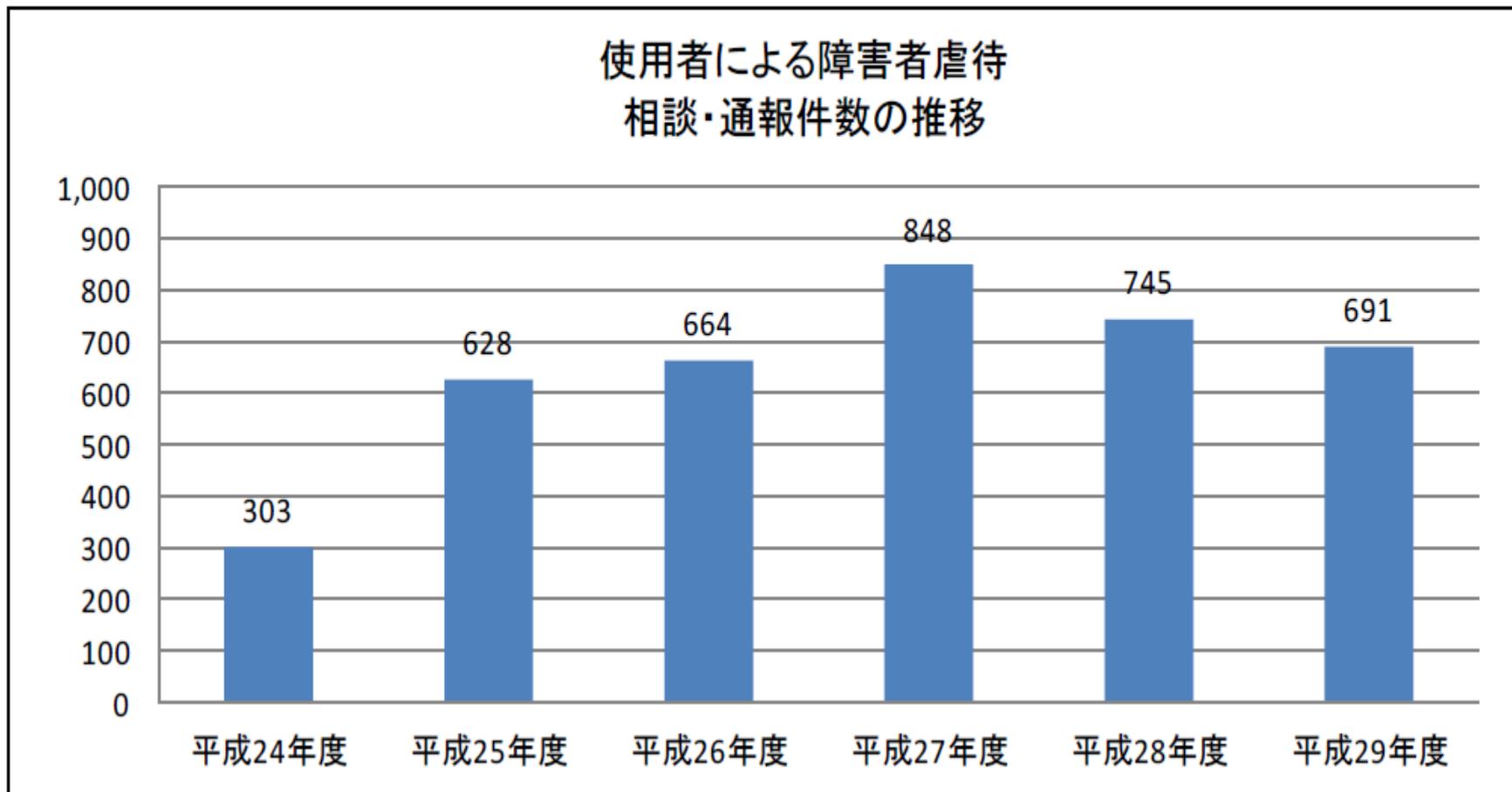


■ 相談・通報件数(件) ■ 虐待判断件数(件) ■ 被虐待者数(人)

使用者による障害者虐待（H29）

- 相談・通報件数は691件。
- このうち、市区町村が受け付けた件数が431件、都道府県が受け付けた件数が260件。

利用者虐待	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談・通報件数(件)	303	628	664	848	745	691



通報・相談件数に関する分析 (H24年度～29年度)

・ 養護者による虐待

H24年度調査以降、毎年ほぼ半数近くの市区町村に相談・通報が寄せられているが、**半数は相談・通報件数0件である。**

6か年を通して、1件も相談・通報件数がない市区町村は、**24.6%(428自治体)**であった。

通報・相談件数に関する分析 (H24年度～29年度)

- **施設従事者による虐待**

各年度相談・通報が寄せられている市区町村の割合は**20～30%**である。

70%の市区町村には相談・通報が寄せられていない。

6か年を通して、1件も相談・通報件数がない市区町村は、**41.2% (715自治体)**であった。

通報・相談件数に関する分析 (H24年度～29年度)

・ 利用者による虐待

各年相談・通報が寄せられている市区町村の割合は10～15%である。

6か年を通して、1件も相談・通報件数がない市区町村は、65.6%(715自治体)であった。

小規模な市区町村ほど障害者虐待に関する相談・通報件数0件の割合が高い。

- 特に5万人未満の市区町村

養護者による虐待の相談・通報件数0件の割合 → 74.8%

施設従事者による虐待の相談・通報件数0件の割合 → 83.9%

6年間で相談・通報件数が1件もない市区町村は、人口5万人未満の市区町村に集中していることが分かる。

障害者虐待に関する相談・通報件数 0件の市区町村(H24~H29)

人口規模別	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
5万人未満	1,193	426	35.7%	682	57.2%	985	82.6%
5~10万人未満	258	2	0.8%	30	11.6%	120	46.5%
10~30万人未満	202	0	0.0%	3	1.5%	34	16.8%
30万人以上	84	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%
計	1,737	428	24.6%	715	41.2%	1,140	65.6%

では、相談・通報件数0件ということは、 障害者虐待が無いということか？

・「障害者施設職員による養護者虐待の防止に関する研究」(松永、2018)

A県の事業所434か所に対し、施設従事者による養護者による虐待への対応を尋ねた。はがきによるアンケート調査、2018年3月実施。

虐待を発見したにもかかわらず(27件)、通報しなかった件数が27件中12件であった。

⇒通報システムあるいは市町村の対応の体制に対し何らかの不備あり？(仮説)

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の経緯

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年

厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

附則2項

「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の経緯

第171回通常国会

- 平成21年7月9日：民主党・社会民主党・国民新党 衆議院に提出
法案名：「障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案」
- 平成21年7月9日：自由民主党・公明党 衆議院に提出
法案名：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」
- 平成21年7月21日：衆議院解散に伴い廃案

第173回臨時国会

- 平成22年4月27日：自民党、公明党 衆議院に再提出（継続審議、平成23年6月14日法案撤回）
※みんなの党も提出会派として追加

第177回通常国会

- 平成23年6月14日：衆議院 厚生労働委員会
厚生労働委員長が委員長案を提出
法案名：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」
- 平成23年6月14日：衆議院 本会議 法案を可決（全会一致）
- 平成23年6月16日：参議院 厚生労働委員会 法案を可決（全会一致）
- 平成23年6月17日：参議院 本会議 法案を可決（全会一致）
- 平成23年6月24日：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」公布

障害者虐待防止法の成立

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法)の成立

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

平成24年10月1日施行

I 障害者虐待防止と対応の基本

(2)「障害者虐待」の定義

障害者

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義。
「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」障害者手帳を取得していない場合も含まれる。18歳未満の者も含まれる。

障害者虐待

- (ア) 養護者による障害者虐待
 - (イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - (ウ) 使用者による障害者虐待
- （第2条第2項）

虐待行為の禁止

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」（第3条）

ア 養護者による障害者虐待 (P.2)

養護者

- ・「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義。
- ・身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当。
- ・同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合あり。

- ① **身体的虐待** 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② **性的虐待** 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ **心理的虐待** 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ **放棄・放任** 障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- ⑤ **経済的虐待** 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること(障害者の親族による行為が含まれる)。

※18歳未満の障害児に対する養護者虐待の通報の受理や通報に対する虐待対応は、児童虐待防止法が適用。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 (P.3)

障害者福祉施設従事者等

障害者自立支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none">・障害者支援施設・のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業・移動支援事業・地域活動支援センターを運営する事業・福祉ホームを運営する事業 ・厚生労働省令で定める事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助

(障害者虐待防止法第2条第4項)

- ① **身体的虐待** 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② **性的虐待** 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ **心理的虐待** 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は**不当な差別的な言動**その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ **放棄・放任** 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、**他の利用者による**①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき**職務上の義務を著しく怠ること**。
- ⑤ **経済的虐待** 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

※高齢者関係施設の入所者への虐待→65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用。児童福祉施設の入所者への虐待→18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用。

ウ 利用者による障害者虐待 (P.4)

利用者

「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」。派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていない。

- ① **身体的虐待** 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴力を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② **性的虐待** 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ **心理的虐待** 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は**不当な差別的言動**その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ **放棄・放任** 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、**他の労働者による**①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- ⑤ **経済的虐待** 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

※使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず(18歳未満や65歳以上でも)障害者虐待防止法が適用。

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

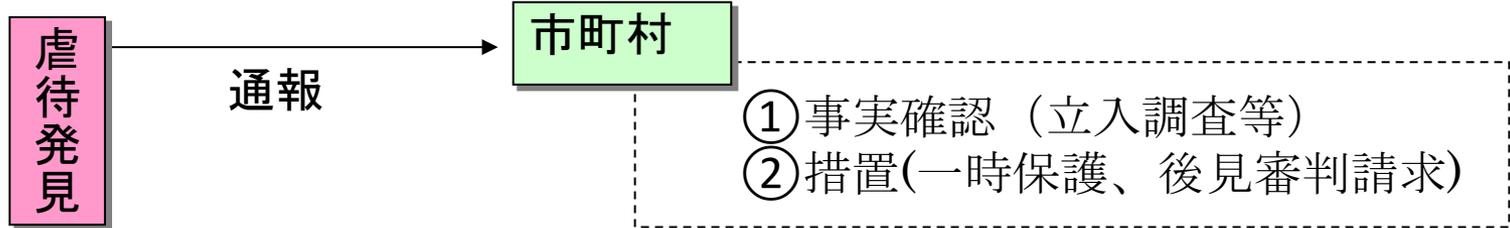
○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別で整理すると下記のとおり。

年齢	所在場所 在宅 (養護者・保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所
		<障害者自立支援法>		<介護保険法>	<児童福祉法>			
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設	障害児施設等	相談支援事業所等		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援(都道府県)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	改正児童福祉法 ・適切な権限行使(都道府県)	適用法令なし ※障害児相談支援事業・児童発達支援等については、障害者虐待防止法の省令で規定することを検討	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置(施設長)
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援(市町村)			—	【20歳まで】	—		
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援(市町村)			特定疾病40歳以上の若年高齢者 高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	—	—		

障害者虐待防止等のスキーム

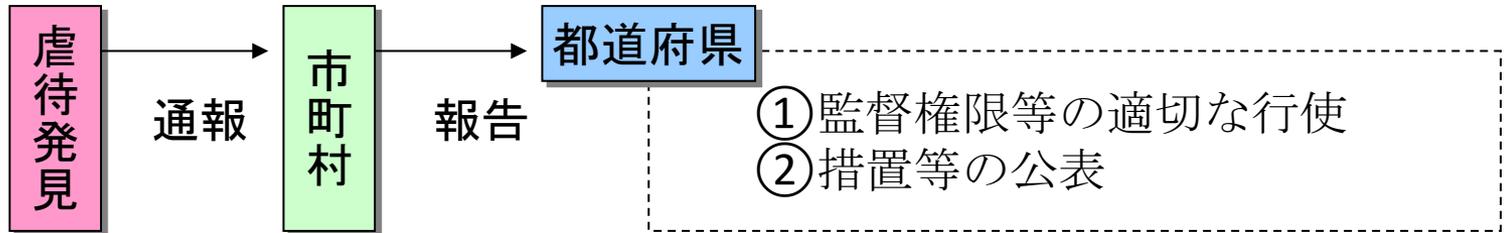
養護者による障害者虐待

[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保



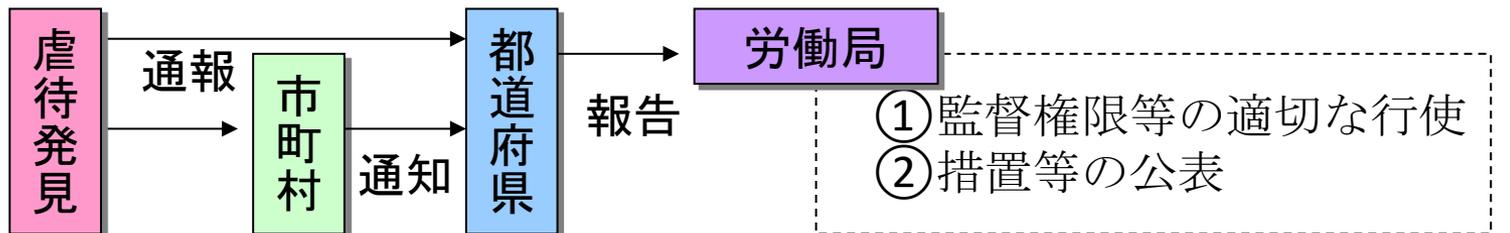
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

[設置者等の責務]虐待防止のための措置の実施



使用者による障害者虐待

[事業主の責務]虐待防止等のための措置の実施



2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1) 障害者虐待防止と対応のポイント

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまで、障害者の**権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制**を構築する必要。

ア 虐待を**未然に防ぐ**ための積極的なアプローチ

イ 虐待の**早期発見・早期対応**

ウ 障害者の**安全確保を最優先**する

エ 障害者の**自己決定の支援**と**養護者の支援**

オ **関係機関の連携・協力**による対応と体制

(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意。虐待かどうかの判断が難しい場合は、**虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応。**

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

イ 障害者本人の「自覚」は問わない

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

エ 虐待の判断はチームで行う

3 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

(1) 国及び地方公共団体の責務

障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援等を行うため、以下の責務が規定されている。

- ① 関係機関の連携強化、支援などの**体制整備**(第4条第1項)
- ② 人材の確保と資質向上のための**研修等**(第4条第2項)
- ③ 通報義務、救済制度に関する**広報・啓発**(第4条第3項)
- ④ 障害者虐待の防止等に関する**調査研究**(第42条)
- ⑤ 成年後見制度の**利用の促進**(第44条)

(2) 国民の責務

国民は、障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない(第5条)。

(3) 保健・医療・福祉等関係者の責務

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない(第6条第2項)。

関係者

- ・ 障害福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- ・ 障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者等

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない(第6条第3項)。

以下の関係者にそれぞれの責務を規定。

① **障害者福祉施設の設置者等**

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置(第15条)

② **使用者**

労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備などの使用者による障害者虐待防止等のための措置(第21条)

③ **学校の長**

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第29条)

④ **保育所等の長**

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第30条)

⑤ **医療機関の管理者**

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第31条)

(1) 市町村の役割と責務

ア 養護者による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障害者の**安全確認**、通報等に係る**事実確認**、障害者虐待対応協力者との対応に関する**協議**(第9条第1項)
- ② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による**措置**及びそのための**居室の確保**(第9条第2項、第10条)
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する**成年後見制度**の利用開始に関する**審判の請求**(第9条第3項)
- ④ **立入調査**の実施、立入調査の際の**警察署長に対する援助要請**(第11条、第12条)
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障害者に対する**養護者の面会の制限**(第13条)
- ⑥ **養護者に対する負担軽減**のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障害者が短期間養護を受ける居室の確保(第14条第1項・第2項)
- ⑦ 関係機関、民間団体等との**連携協力体制の整備**(第35条)

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の事実確認等(→省令で定める)
- ② 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告(第17条)
- ③ 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者自立支援法等に規定する権限の行使(第19条)

ウ 使用者による障害者虐待について

通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知(第23条)

エ 市町村障害者虐待防止センターの機能と周知

市町村は、障害者福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設において、市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされている。(第32条第1項)

具体的な業務

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する**通報又は届出の受理**(第32条第2項第1号)
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための**相談、指導及び助言**(第32条第2項第2号)
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する**広報・啓発**(第32条第2項第3号)

- ・休日や夜間においても速やかに対応できる体制を確保することが必要。
- ・市町村障害者虐待防止センターの業務の全部又は一部の委託可(第33条第1項)。
- ・この場合、市町村の担当部局との常時の連絡体制を確保することが必要。
- ・市町村障害者虐待防止センター、市町村障害者虐待対応協力者の住民や関係機関への周知(第40条)。
- ・市町村障害者虐待防止センターの電話番号等についても周知。
- ・休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知。

市町村障害者虐待防止センター等の周知事項の例

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは下記まで

【日中(○時～○時)】

〇〇市役所 □□課 △△係 TEL 〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇

〇〇市障害者虐待防止センター TEL △△-△△△△ FAX 〇〇-〇〇〇〇

〇〇地域基幹相談支援センター TEL ××-×××× FAX 〇〇-〇〇〇〇

【休日夜間(○時～○時)】

〇〇地域基幹相談支援センター(携帯) TEL ×××-×××-××××

携帯メールアドレス aaaaa@bbbb.ne.jp FAX 〇〇-〇〇〇〇

(2) 都道府県の役割と責務 (P.17)

ア 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者自立支援法等に規定する権限の行使(第19条)
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況やその際に採った措置等の公表(第20条)
 - イ 使用者による障害者虐待について
使用者による障害者虐待に係る事項の都道府県労働局への報告(第24条)
 - ウ 都道府県障害者権利擁護センターの機能と周知
都道府県は、障害者福祉所管部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにすること。(第36条第1項)

通報義務

第七条 第一項

養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第十六条 第一項

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第二十二条 第一項

使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

障害者虐待の早期発見に向けた取り組み

(1) 通報義務の周知

- ・ 広報誌・啓発ポスター・パンフレットによる住民への周知
- ・ 養護者・家族・本人への伝達

(2) 早期発見に向けて

- ・ 相談支援専門員や障害福祉サービス事業所の職員による気づき
- ・ 見守りネットワークによる気づき
- ・ 障害者虐待発見チェックリストの活用

養護者(家族等)への支援

ア 養護者(家族等)支援の意義

養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じる(第14条第1項)。

- ① 養護者との間に信頼関係を確立する
- ② 家族関係の回復・生活の安定
- ③ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう
- ④ 養護者への専門的な支援

イ 養護者支援のためのショートステイ居室の確保

① 法的根拠

障害者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずる(第14条第2項)。

② 居室の確保策

市町村独自に短期入所するための居室を確保。

障害者虐待防止対策支援事業(国庫補助事業)の活用。

③ 継続的な関わり

障害者本人、養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望などを把握しながら適切な相談、助言等の支援を行う。

成年後見制度等の活用

- ・適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求を行うこと(第9条第3項)。
- ・国や地方公共団体が成年後見制度利用の経済的負担軽減措置を図ること(第44条)。

※平成24年4月施行の障害者自立支援法の一部改正により、市町村における成年後見制度利用支援事業が必須事業化。

※日常生活自立支援事業の活用も検討。(P.66)

市町村長申立てについて

市町村長による申立てを行うに当たっては、市町村は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いになっています(ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われなことが基本となります)。

なお、虐待等の場合で2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立てが必要となる場合があります。

※(参考)「地域包括支援センター業務マニュアル」から

財産上の不当取引による被害の防止

(1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

市町村は、養護者や障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することを規定(第43条第1項)。

(※市町村障害者虐待対応協力者に委託することが可能)

【相談窓口】

消費生活センター、国民生活センター、弁護士会、日本司法支援センター(法テラス)、成年後見センター・リーガルサポート

(2) 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要。市町村長申立も活用しながら、障害者の財産が守られるよう、支援を行うことが必要(第43条第2項)。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

(1) 管理職・職員の研修、資質向上

- ・障害者の人権の尊重や虐待の問題について、管理職、職員に高い意識が必要。
- ・職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠。
- ・管理者が率先し、職員とともに、風通し良く、働きがいのある職場環境を整える必要。

(2) 個別支援の推進

- ・利用者個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが、虐待を防止。

(3) 開かれた施設運営の推進

- ・地域住民やボランティア、実習生など多くの人々が施設に関わることや、サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入も積極的に検討することが大切。

(4) 実効性のある苦情処理体制の構築

- ・障害福祉サービス事業所等に対して、サービス利用者やその家族からの苦情処理体制を整備すること等により虐待防止等の措置を講ずることを規定（第15条）。

(2) 職員の知識や技術の向上

研修などを通して、職員の知識や技術、特に行動障害などの問題行動を有する利用者が虐待を受けるケースが高いと言われていることから、それぞれの施設において、次のような取組を行うこと。

- ① 研修などを通して、職員の知識や技術、特に行動障害などの特別な支援を必要とする障害者(児)の支援に関する**知識や技術の向上**を図る。
- ② 個々の障害者(児)の状況に応じた**個別支援計画**を作成するなどして、適切な支援を行う。
- ③ 職員が支援に当たっての**悩みや苦労**を相談できる体制を整える他、職員が利用者の**権利擁護**に取り組める環境を整備する。

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(3) 苦情解決制度の利用

苦情解決制度については、社会福祉法において社会福祉事業の経営者に対して、利用者等からの苦情の適切な解決に努めるべきこととされており、更に施設運営者と中立的立場にある第三者委員を積極的に活用することなどにより、障害者(児)虐待を未然に防止する見地から苦情解決制度の実効性を確保すること。

(4) サービス評価などの利用

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」等を参考にして利用者の権利擁護がなされるよう積極的に取り組むこと。

(5) 成年後見制度の利用

自ら権利を擁護することに困難を抱える障害者については、成年後見制度を活用して権利擁護を行っていくことが重要である。

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

権利侵害行為を行ったサービス事業者等に対する厳格な対処について

法においては、サービス事業者等が(サービス事業者等の責務)に違反したと認められるときは、都道府県知事は、サービス事業者等に係る**指定を取消し**、又は期間を定めてその**指定の全部若しくは一部の効力を停止**することができるなど、都道府県知事に対して監督権限を付与している。権利侵害行為の事実が確認された場合には、こうした監督権限の行使を含めて適切な措置を講ずること。

特に、サービス事業者等において**組織的な権利侵害行為の存在が明らかになった場合**には、代替施設を含めたサービス利用の継続性にも配慮しつつ、当該サービス事業者等に対し、**指定の取消、役員体制の一新の指導**など厳正な対処を行うこと。

(平成20年3月31日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

対応後の支援について

- (1) 虐待を受けた障害者(児)やその家族については、心のケアを含め、その後の支援が適切に行われるよう**継続的にフォロー**すること。
- (2) 虐待が行われた施設については、その後の支援をきめ細かく行い、再発の防止に努めるとともに、**ケースを一つの特異なケースとせず、施設に共通な課題として取り組むために、必要に応じ、情報を都道府県内の施設に提供すること。**
施設での再発を防止するためには、**改善計画を作成し、それに則り迅速な対応を図るよう指導すること。**その際、理事会や施設長など管理者が大きな役割を果たすことから、適切な**理事会組織や管理体制が構築できるよう指導すること。**
- (3) 虐待防止は、県内全体の課題と受け止め、**再発防止のためのシステム構築や虐待対応マニュアルの作成等**を各施設に指導すること。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表(年次報告)する(第20条)。

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県における障害者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とするものであり、障害者虐待を行った事業者名を公表し施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではない(ただし、障害者虐待等により、障害福祉サービス事業所としての指定取消が行われた場合には、障害者自立支援法に基づきその旨を公示)。

都道府県知事が公表する項目(案)

- 一 虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

法に基づく公表事項以外にも、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に対する指導・措置等を適宜公表することとしている自治体もある。

障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1) 連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

連携協力体制を整備した上で、
(2)から(5)を地域の実情を踏まえ、実施

(3) 研修事業

- 障害福祉サービス事業所等の**従事者や管理者、相談窓口職員**に対する**障害者虐待防止に関する研修を実施**する。

(2) 家庭訪問等個別支援事業

① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、**相談支援専門員等を訪問させる**ことにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る**24時間・365日の相談体制を整備**する。

③ 一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、**居室の確保**を行うとともに、**緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れ**について支援する。

④ カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、**カウンセリング**を行う。

(4) 専門性強化事業

- 医師や弁護士等による医学的・法的な**専門的助言を得る体制を確保**する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、**虐待事例の分析等**を行う。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

(5) 普及啓発事業

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業(平成24年度予算：4,004千円)
国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算案において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とする予定。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とする予定。

基幹相談支援センター

総合相談・専門相談

障害の種別や各種ニーズに対応する

- ・総合的な相談支援(3障害対応)の実施
- ・専門的な相談支援の実施

権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・虐待防止

※ 市町村障害者虐待防止センター(通報受理、相談等)を兼ねることができる。

地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備に係るコーディネート

地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・相談支援事業者の人材育成
- ・相談機関との連携強化の取組

運営委託等

自立支援協議会

相談支援事業者

相談支援事業者

相談支援事業者

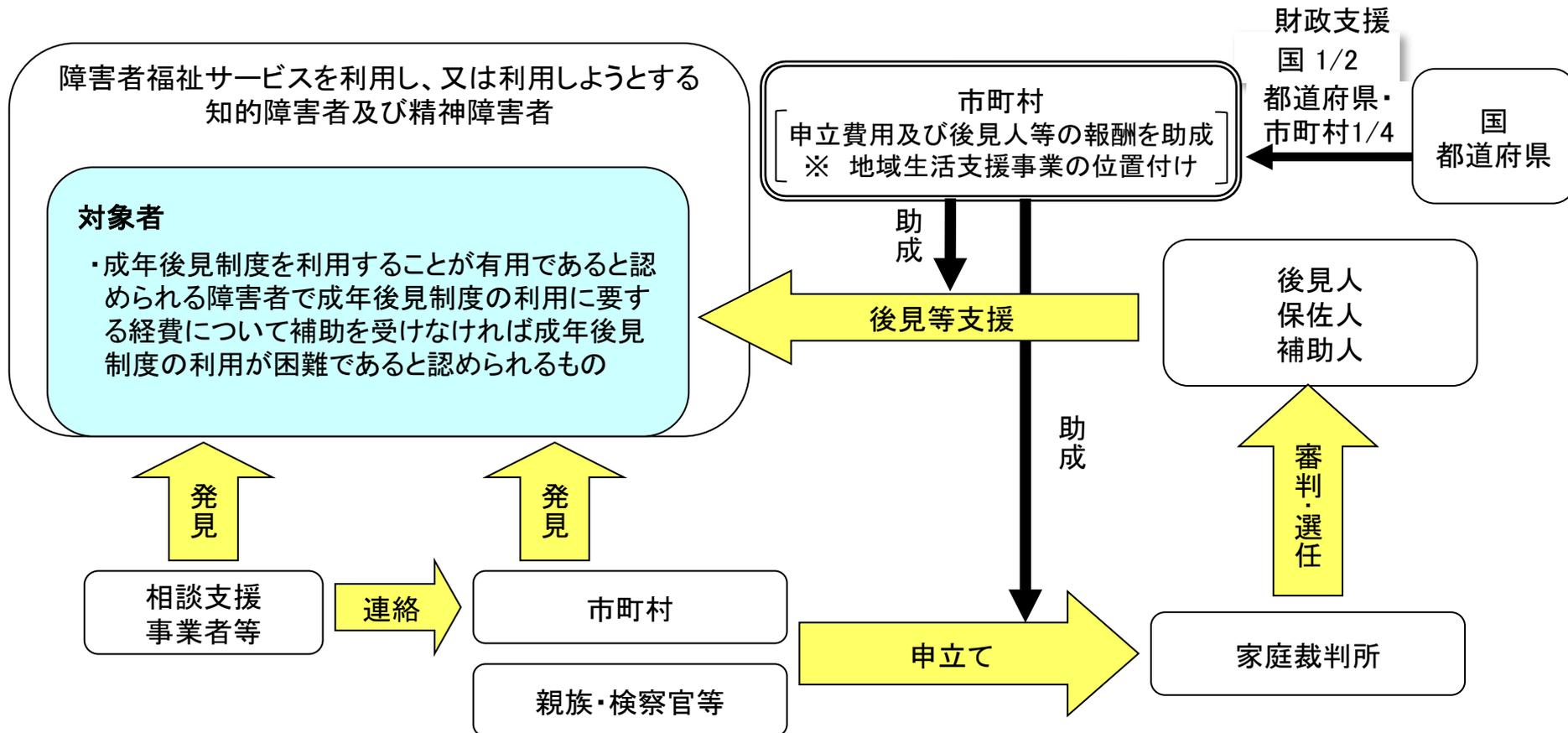
児童発達支援センター
(相談支援事業者)

成年後見制度利用支援事業の必須事業化

法 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

→ 助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする。

※平成24年度予算においては、地域生活支援事業費補助金において、成年後見制度利用支援事業のほか、新たに、成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見を行う事業所の立ち上げの支援に係る国庫補助を盛り込んでいる。



課題 1 通報について

- 家庭、障害者福祉施設、障害者就労施設等で発生した虐待を通報義務の対象としており、学校、保育所等、医療機関については、いわゆる「間接的防止措置」が明示されるにとどまっている(つまり、適用外)
- 場所の相違によって障害者虐待として扱われないのは問題
- 国連自由権規約委員会から、通報義務の対象に精神病院を含める法整備を求められている。

課題 2 通報システムについて

児童虐待→児童相談所

時間や場所を選ばず、即時の通報
を可能とする全国システム

高齢者虐待→地域包括支援センター

障害者虐待→市町村および基幹型相談支援センター

* のぞみの園の調査によれば、24時間対応の実現が困難であることが散見。

相談・通報件数0件と関係あるのではないか。



課題 2

通報システム

＜参考例：児童＞



課題 3 虐待における未然防止のためのアプローチの問題

児童虐待

「乳幼児全戸訪問事業」(こんにちは赤ちゃん事業)が全国レベルで展開されている。

子育ての支援及び心理的虐待・ネグレクトの予防、逆愛の早期発見・早期介入に努める。

障害者虐待でも、家庭訪問を充実させ、報酬に組み入れたらどうか。

(過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、**相談支援専門員等を訪問させる**ことにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う訪問の事業の充実)。

課題 4 研修体制について

対象者への研修は、施設職員だけ
これでいいのだろうか。

養護者、使用者への研修を充実すべき

(例) 3歳児検診の際に、虐待防止に効果
のあるといわれているアンガーコントロール
の研修ビデオを活用する。

おわりに

- ・障害のある人々は健常者よりも虐待にさらされやすい状況にあることが多くの研究で指摘されている (Kendall-Tackett *et al.*, 2005: Mishan, 2003他)
- ・身体障害よりも精神障害のほうが、さらに知的障害のほうが虐待を受けやすいとの指摘。(Turner *et al.*,)
- ・虐待を行けた可能性が見込まれる場合には、早期発見・早期介入により彼らの人権を保障するシステムを整備していくことは**社会が負うべき義務**

引用参考文献

- 1) 一般財団法人日本総合研究所(2019)、平成30年度、「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業.
- 2) 増田公香(2011) 科学研究費助成金成果報告書「2008年度～2010年度基盤研究C 障害を持つ人々の権利侵害と環境要因との関連性に関する研究 課題番号:20530530」
- 3) 松永千恵子、蛭田真弓(2018)、「障害者施設職員による養護者虐待の防止に関する研究」、国際医療福祉大学学会.
- 4) Kendall-Tackett, K., Lyon, T., Greg, T. and Little, L. (2005) Why ChildMaltreatment Researchers Should Include Children's Disability Status inTheir Maltreatment Studies, Child Abuse & Neglect , 29, 147-151.
- 5) Turner, H. A., Vanderminden, J., Finkelhor, D., Hamby, S. and Shattuck, A. (2011) Disability and Victimization in a National Sample of Children andYouth, Child altreatment , 16(4), 275-286.